

確定使用量通知業務
ビジネスプロトコル標準規格
(Ver.3A)

2026年〇〇月
電力広域的運営推進機関

はじめに

現在、産業界においては、産業の情報化の進展に伴い、業務の迅速化、高精度化、低コスト化を実現するために広く認められた標準を使用して、関係する企業及び業界間でデータの電子的な相互交換を行うEDI (Electronic Data Interchange) が行なわれており、各業界内だけでなく業際横断でもその推進活動が活発化してきている。

そこで、今般、電力広域的運営推進機関は、業務規程に基づき、広く意見募集を実施し系統利用者の意見聴取を行うとともに、全ての一般電気事業者の送配電部門、並びに複数の特定規模電気事業者と協議の上、一般送配電事業者（以下「送配電事業者」という。）が小売電気事業者等へ託送料金の請求をする際の確定使用量の通知業務におけるビジネスプロトコルの標準規格として、「確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格」（以下「本規格」という。）を制定する。

[改定履歴]

BPID 版	制（改）定年月日	制（改）定概要	備考
3A	2015 年 5 月 19 日	新規制定	
3A	2015 年 9 月 9 日	データ要素の使用区分、属性を修正	
3A	2017 年 3 月 13 日	・ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約者への通知業務を追加 ・字句修正	
3A	2025 年 7 月 1 日	・部分供給から分割供給への制度変更に伴う文言修正	
3A	2025 年 10 月 30 日	・2026 年度からの次世代スマートメーターを活用した分散型リソースの取引開始を受け、特定計量制度による新たなメッセージ項目を追加	2026 年 4 月 1 日より適用
3A	2026 年〇〇月〇〇日	・特定計量制度における機器点特高追加に伴う文言修正 ・字句修正	

目 次

1. 業務概要.....	4
1. 1 業務目的.....	4
1. 2 対象範囲.....	4
1. 3 業務イメージ	4
2. 業務プロセス.....	5
2. 1 業務フロー	5
2. 2 メッセージ一覧および提供対象事業者	6
3. 標準メッセージ.....	7
3. 1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素	7
3. 2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素	9
3. 3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素	11
※10 正負符号は使用しない.....	12
3. 4 特高・高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素	13
4. 通信手順.....	15
4. 1 メッセージ生成のタイミング	15
4. 2 メッセージグループヘッダ	15
5. ビジネス運用規則	16
5. 1 メッセージファイル	16
5.1.1 メッセージファイルの構成単位と保存期間	16
5.1.2 メッセージファイル名称付与規則	16
5.1.3 メッセージの分割基準	17
5. 2 データ授受エラー時の対応.....	17

1. 業務概要

1.1 業務目的

送配電事業者から小売電気事業者および需要抑制契約者（以降、小売電気事業者等という）に対して託送料金請求するにあたり、その根拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を通知する。

1.2 対象範囲

送配電事業者が小売電気事業者等に託送料金を請求するにあたり、その根拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を提供する業務を対象とする。

1.3 業務イメージ

確定使用量の通知の業務イメージを図1-1に示す。

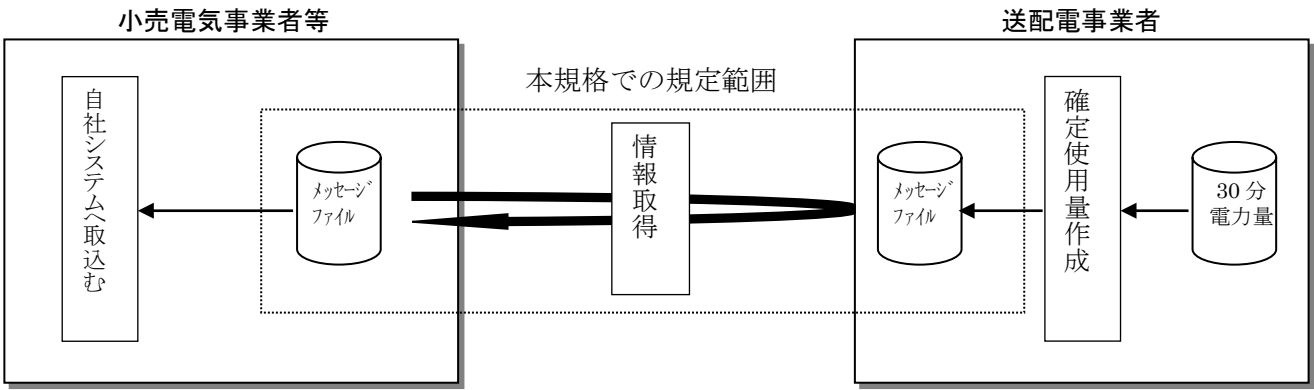


図1-1 業務イメージ

2. 業務プロセス

2. 1 業務フロー

確定使用量の通知の基本的な業務フローを表2－1、図2－1に示す。

表2－1 確定使用量の通知説明一覧

業務名		説明	備考
1. 確定使用量通知	1－1 確定使用量提供	送配電事業者は、確定使用量等情報を作成し、小売電気事業者等に確定使用量等情報を提供する。	確定使用量の他、臨時検針他情報、計量器取替情報を提供
	1－2 確定使用量取得	小売電気事業者等は確定使用量等情報を取得する。	

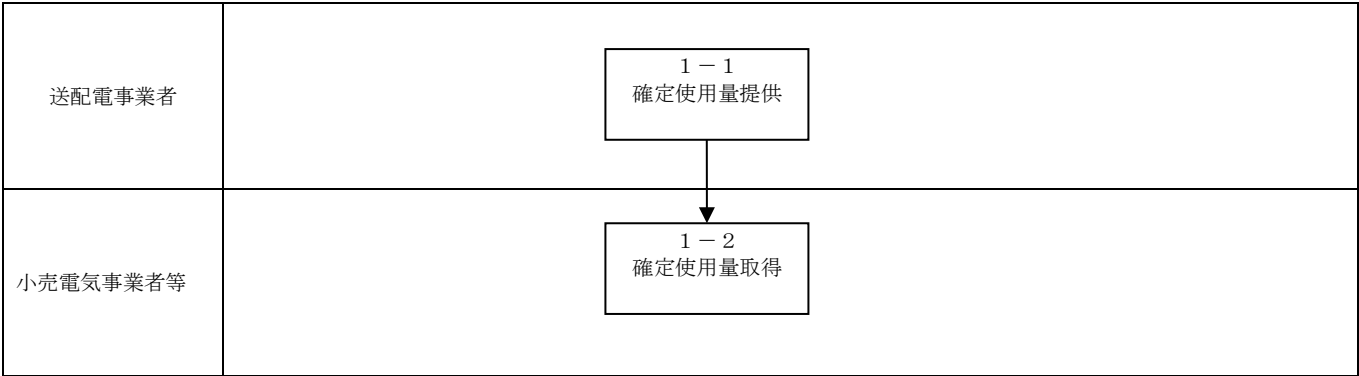


図 2－1 業務フロー

2.2 メッセージ一覧および提供対象事業者

本規格で規定する標準メッセージを表2-2に示す。

表2-2 確定使用量の通知 メッセージ一覧

メッセージ名称	説 明	小売 事業者	需要抑制 契約者
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	特高・高圧需要家に関する月間及び月中の異動に関する確定使用量を小売電気事業者単位で集約	○	○
低圧月間確定使用量メッセージ	低圧需要家に関する月間及び月中の異動に関する確定使用量を小売電気事業者単位で集約	○	○
特高・高圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点特高・高圧に関する月間及び月中の異動に関する確定使用量を小売電気事業者単位で集約 ※	○	—
低圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点低圧に関する月間及び月中の異動に関する確定使用量を小売電気事業者単位で集約 ※	○	—
特高・高圧計量器取替メッセージ	特高・高圧需要家に関する月中に行われた計量器取替情報を小売電気事業者単位で集約	○	—
低圧計量器取替メッセージ	低圧需要家に関する月中に行われた計量器取替情報を小売電気事業者単位で集約	○	—
特高・高圧臨時検針他メッセージ	特高・高圧需要家に関して月中に臨時検針を行った際等の指針情報を小売電気事業者単位で集約	○	—
低圧臨時検針他メッセージ	低圧需要家に関して月中に臨時検針を行った際等の指針情報を小売電気事業者単位で集約	○	—

※受電点における契約先の小売電気事業者

3. 標準メッセージ

3.1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素を表3-1に示す。

表3-1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

タグ名	データ要素名	説明	共通 コード (注1)	使用区分 (注2)						属性	繰返し		
				特高・高圧				低圧			番号	最大 回数	
				－	分割 供給	自家補 別契約	需要抑 制契約	－	需要抑 制契約				
JP00002	情報区分コード	メッセージの種類を示すコード	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	X(4)			
JP06401	対象年月	料金調定の対象年月		◎	◎	◎	◎	◎	◎	9(6)			
JP06110	送信者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		◎	◎	◎	◎	◎	◎	X(5)			
JP06111	送信者名称	送配電事業者名称		▲	▲	▲	▲	▲	▲	X(50)			
JP06112	受信者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		◎	◎	◎	◎	◎	◎	X(5)			
JP06113	受信者名称	小売電気事業者名称		▲	▲	▲	▲	▲	▲	X(50)			
											M10	1000	
JP06400	供給地点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する 地点を識別する番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	X(22)			
JP06119	需要家識別番号	需要家識別番号		△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	X(21)			
JP06120	需要者名称	需要者名称		○	○	○	○	○	○	X(80)			
JP06402	供給場所	供給場所		△※2	△※2	△※2	△※2	△※2	△※2	X(70)			
JP06403	電圧区分	特高／高圧／低圧		○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	X(4)			
JP06404	仕訳コード	仕訳コード	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	X(1)			
JP06405	提供可否コード	確定使用量データの提供可否を示 すコード	○	○	○	○	○	○	○	X(1)			
JP06444	更新コード	提供データに変更があったものを 需要者単位で示すコード	○	○	○	○	○	○	○	X(1)			
											M11	20	
JP06407	計器区分コード	計器区分コード	○	◎	◎	◎	▲	◎	▲	X(1)			
											M12	20	
JP06408	全量	計器識別 番号		○	○	○	▲	▲※13	▲	X(16)			
JP06409		乗率		○	○	▲※7	▲	▲※9	▲	9(6)			
JP06410		電力損失 補正率	計量器の最大需要電力の損失補正 率		▲※4	▲※4	▲※4 ※7	▲	－	－	N(2)V(2)		
JP06411		電力量損 失補正率	計量器の電力量の損失補正率		▲※4	▲※4	▲※4 ※7	▲	－	－	N(2)V(2)		
JP06412		最大需要 電力	計量器の乗率後の最大需要電力		○ ※13	○ ※13	▲※7 ※13	▲	－	－	9(9)		
JP06413		最大需要 電力当月	計量器の最大需要電力の当月指示 数		▲※5 ※13	▲※5 ※13	▲※7 ※13	▲	－	－	N(7)V(3) ※14		
												M15	10
JP06414		全日電力 量前月指	計量器の全日電力量の前月指示数 ※12		▲※5 ※13	▲※5 ※13	▲※7 ※13	▲	▲ ※13	▲	N(7)V(3) ※14		
JP06415		全日電力 量当月指	計量器の全日電力量の当月指示数 ※12		▲※5 ※13	▲※5 ※13	▲※7 ※13	▲	▲ ※13	▲	N(7)V(3) ※14		
												M15	
JP06416		力測有効 電力量前	計量器の力測有効電力量の前月指 示数		▲※5 ※13	▲※5 ※13	▲※7 ※13	▲	－	－	N(7)V(3) ※14		
JP06417		力測有効 電力量当	計量器の力測有効電力量の当月指 示数		▲※5 ※13	▲※5 ※13	▲※7 ※13	▲	－	－	N(7)V(3) ※14		

タグ名	データ要素名	説明	共通 コード (注1)	使用区分 (注2)						属性	繰返し		
				特高・高圧				低圧			番号	最大 回数	
				－	分割 供給	自家補 別契約	需要抑 制契約	－	需要抑 制契約				
JP06418	力 測 無 効 電 力 量 前 電 力 量 当	計量器の力測無効電力量の前月指示数		▲※5 ※13	▲※5 ※13	▲※7 ※13	▲	－	－	N(7)V(3) ※14			
JP06419		計量器の力測無効電力量の当月指示数		▲※5 ※13	▲※5 ※13	▲※7 ※13	▲	－	－	N(7)V(3) ※14			
JP06420		最大 需 要 電力	仕訳後の最大需要電力(kW)		－	▲ ※13	○ ※13	▲	－	－	9(9)		
JP06421	仕 訳 後	力 測 有 効 電 力 量	仕訳後の力測有効電力量(kWh)		－	▲※6 ※13	▲※8 ※13	▲	－	－	9(9)		
JP06422		力 測 無 効 電 力 量	仕訳後の力測無効電力量(kvarh)		－	▲※6 ※13	▲※8 ※13	▲	－	－	9(9)		
											M12		
											M11		
											M13	55 ※11	
JP06423	確定使用量対象年月日	確定使用量対象の年月日		○	○	○	○	○	○	Y(8)			
											M14	48	
JP06219	時刻コード	30 分刻みの時間帯を示すコード (0 1 ～ 4 8)	○	○	○	○	○	○	○	X(2)			
JP06424	30 分電力量全量	【全量】需要者の 30 分実績電力量 (kWh)		○ ※10	○ ※10	－	○ ※10	○ ※10	○ ※10	N(6)V(2) ※14			
JP06425	30 分電力量仕訳後	【仕訳後】需要者の 30 分実績電力量 (kWh)		－	○ ※10	○ ※10	○※10 ※15	－	－	N(6)V(2) ※14			
											M14		
											M13		
JP06426	月間電力量全量	【全量】需要者の月間電力量(kWh)		○	○	－	▲	○	▲	9(12)			
JP06427	月間電力量仕訳後	【仕訳後】需要者の月間電力量 (kWh)		－	○	○	▲※15	－	－	9(12)			
JP06406	力率	平均力率		○	○	○	▲	－	－	9(3)			
JP06445	地点の最大需要電力	地点の最大需要電力(kW)		▲	▲	○	▲	－	－	9(9)			
JP06446	次回検針日	次の定例検針予定日		▲	▲	▲	▲	▲	▲	Y(8)			
											M10		

(注1) ○：標準として定める共通コードを示す。コード値については小売電気事業者・一般送配電事業者間 EDI 共通規格（以下「共通規格」という。）「5-2. 共通データコード」を参照。

(注2) ◎：必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。

○：必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。

▲：任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。

△：当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。

—：未使用の項目を示す。

※1 供給地点特定番号の補助として記載

※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載

※3 特高／高圧／低圧を記載

※4 異電圧の場合、約款又は覚書（協定）の値を記載

※5 総合契約等の場合、記載不可

※6 分割供給（時間分割型）の場合、記載

※7 自家補別契約（常時）の場合、記載

※8 自家補使用時等、提供可能な場合に記載

※9 低圧のCT付計器の場合、記載

※10 託送契約期間外は、空欄とする

※11 検針対象期間外は、空欄とする

※12 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載

※13 対象年月内に計量器交換があった場合や非計量需要等の場合、空欄となることがある（撤去計量器の当月指示数、取付計量器の前月指示数等）

※14 正負符号は使用しない

※15 分割供給の場合記載

3. 2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素を表3-2に示す。

表3-2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

タグ名	データ要素名	説明	共通 コード (注1)	使用区分 (注2)				属性	繰返し	
				特高・高圧			低圧		番号	最大 回数
				—	分割 供給	自家補 別契約	—			
JP00002	情報区分コード	メッセージの種類を示すコード	○	◎	◎	◎	◎	X(4)		
JP06401	対象年月	料金調定の対象年月		◎	◎	◎	◎	9(6)		
JP06110	送信者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		◎	◎	◎	◎	X(5)		
JP06111	送信者名称	送配電事業者名称		▲	▲	▲	▲	X(50)		
JP06112	受信者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		◎	◎	◎	◎	X(5)		
JP06113	受信者名称	小売電気事業者名称		▲	▲	▲	▲	X(50)		
									M10	5000
JP06400	供給地点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号		◎	◎	◎	◎	X(22)		
JP06119	需要家識別番号	需要家識別番号		△※1	△※1	△※1	△※1	X(21)		
JP06120	需要者名称	需要者名称		○	○	○	○	X(80)		
JP06402	供給場所	供給場所		△※2	△※2	△※2	△※2	X(70)		
JP06403	電圧区分	特高／高圧／低圧		○※3	○※3	○※3	○※3	X(4)		
									M11	5
JP06428	取替工事年月日	取替工事年月日		○	○	▲※5	○	Y(8)		
									M12	9
JP06407	計器区分コード	計器区分コード	○	○	○	▲※5	○	X(1)		
									M13	2
JP06429	取付/取外区分コード	取付/取外区分コード	○	○	○	▲※5	○	X(1)		
JP06431	計器	計器識別番号		○	○	○	○	X(16)		
JP06432		乗率		○	○	▲※5	▲※6	9(6)		
JP06433		電力損失補正率		▲※4	▲※4	▲※4※5	—	N(2)V(2)		
JP06434		電力量損失補正率		▲※4	▲※4	▲※4※5	—	N(2)V(2)		
JP06435		最大需要電力		▲※10	▲※10	▲※5※10	—	9(9)		
JP06436		最大需要電力指示数		▲※10	▲※10	▲※5※10	—	N(7)V(3)※9		
									M14	10
JP06437		全日電力量指示数		○	○	▲※5	○	N(7)V(3)※9		
									M14	

タグ名	データ要素名	説明	共通 コード (注1)	使用区分 (注2)				属性	繰返し	
				特高・高圧			低圧		番号	最大 回数
				－	分割 供給	自家補 別契約	－			
JP06438	力測有効電力量指示数	取付/取外 計量器の力測有効電力量の指示数		○	○	▲※5	－	N(7)V(3)※9		
JP06439	力測無効電力量指示数	取付/取外 計量器の力測無効電力量の指示数		○	○	▲※5	－	N(7)V(3)※9		
									M13	
JP06440	最大電力	別計量した最大電力（協定した値を含む）		▲※7	▲※7	▲※7	▲※7	9(9)		
JP06441	全日電力量	別計量した全電力量（協定した値を含む）		▲※7	▲※7	▲※7	▲※7	9(9)		
JP06442	力測有効電力量	別計量した力測有効電力量（協定した値を含む）		▲※7	▲※7	▲※7	－	9(9)		
JP06443	力測無効電力量	別計量した力測無効電力量（協定した値を含む）		▲※7	▲※7	▲※7	－	9(9)		
									M12	
									M11	
									M10	

(注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5－2. 共通データコード」を参照。

(注2) ◎:必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。

○:必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。

▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。

△:当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。

－:未使用の項目を示す。

※1 供給地点特定番号の補助として記載

※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載

※3 特高／高圧／低圧を記載

※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載

※5 自家補別契約(常時)の場合、記載

※6 低圧のCT付計器の場合、記載

※7 別計量又は協定があった場合、記載

※8 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載

※9 正負符号は使用しない

※10 取付計量器の場合、空欄となる

3.3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素を表3-3に示す。

表3-3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

タグ名	データ要素名	説明	共通コード (注1)	使用区分 (注2)				属性	繰返し	
				特高・高圧			低圧		番号	最大回数
				—	分割供給	自家補別契約	—			
JP00002	情報区分コード	メッセージの種類を示すコード	○	◎	◎	◎	◎	X(4)		
JP06401	対象年月	料金調定の対象年月		◎	◎	◎	◎	9(6)		
JP06110	送信者コード	送信者（送配電事業者）の事業者コード		◎	◎	◎	◎	X(5)		
JP06111	送信者名称	送配電事業者名称		▲	▲	▲	▲	X(50)		
JP06112	受信者コード	受信者（小売電気事業者）の事業者コード		◎	◎	◎	◎	X(5)		
JP06113	受信者名称	小売電気事業者名称		▲	▲	▲	▲	X(50)		
									M10	15000
JP06400	供給地点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号		◎	◎	◎	◎	X(22)		
JP06119	需要家識別番号	需要家識別番号		△※1	△※1	△※1	△※1	X(21)		
JP06120	需要者名称	需要者名称		○	○	○	○	X(80)		
JP06402	供給場所	供給場所		△※2	△※2	△※2	△※2	X(70)		
JP06403	電圧区分	特高／高圧／低圧		○※3	○※3	○※3	○※3	X(4)		
									M11	20
JP06407	計器区分コード	計器区分コード	○	○	○	▲※6	○	X(1)		
									M12	20
JP06431	計器	計器識別番号		○	○	○	○	X(16)		
JP06432		乗率		○	○	▲※6	▲※7	9(6)		
JP06433		電力損失補正率		▲※4	▲※4	▲※4※6	—	N(2)V(2)		
JP06434		電力量損失補正率		▲※4	▲※4	▲※4※6	—	N(2)V(2)		
JP06435		最大需要電力		▲※8	▲※8	▲※6※8	—	9(9)		
JP06436		最大需要電力指示数		▲※8	▲※8	▲※6※8	—	N(7)V(3)※10		
									M13	10
JP06437		全日電力量指示数		▲※5	▲※5	▲※6	○	N(7)V(3)※10		
									M13	
JP06438		力測有効電力量指示数		▲※5	▲※5	▲※6	—	N(7)V(3)※10		
JP06439		力測無効電力量指示数		▲※5	▲※5	▲※6	—	N(7)V(3)※10		
									M12	
									M11	
JP06445	地点の最大需要電力	地点の最大需要電力(kW)		▲	▲	▲	—	9(9)		
									M10	

(注1) ○：標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5-2. 共通データコード」を参照。

(注2) ◎：必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。

○：必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。

▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。

△:当事者間で使用するかどうかを決めるデータ要素を示す。

ー:未使用の項目を示す。

- ※1 供給地点特定番号の補助として記載
- ※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載
- ※3 特高／高圧／低圧を記載
- ※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載
- ※5 総合契約等の場合、記載不可
- ※6 自家補別契約(常時)の場合、記載
- ※7 低圧のCT付計器の場合、記載
- ※8 計量終了時の最大需要電力を記載
- ※9 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
- ※10 正負符号は使用しない

3. 4 特高・高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素を表3-4に示す。

表3-4 特高・高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素

タグ名	データ要素名	説明	共通 コード (注1)	使用区分 (注2)		属性	繰返し	
				特高・高圧	低圧		番号	最大 回数
JP00002	情報区分コード	メッセージの種類を示すコード	○	◎	◎	X(4)		
JP06401	対象年月	提供対象年月		◎	◎	9(6)		
JP06110	送信者コード	送信者（送配電事業者）の事業者コード		◎	◎	X(5)		
JP06111	送信者名称	送配電事業者名称		▲	▲	X(50)		
JP06112	受信者コード	受信者（小売電気事業者）の事業者コード		◎	◎	X(5)		
JP06113	受信者名称	小売電気事業者名称		▲	▲	X(50)		
.....							M10	1000
JP06400	機器点特定番号	特例計量器等が設置されている計量点を識別する番号		◎	◎	X(22)		
JP06119	機器点識別番号	機器点識別番号		△	△	X(21)		
JP06402	供給場所	供給場所		△	△	X(70)		
JP06403	電圧区分	機器点の電圧（特高／高圧／低圧）		○※1	○※1	X(4)		
JP06404	仕訳コード	仕訳コード	○	◎	◎	X(1)		
JP06405	提供可否コード	確定使用量データの提供可否を示すコード	○	○	○	X(1)		
JP06444	更新コード	提供データに変更があったものを機器点単位で示すコード	○	○	○	X(1)		
.....							M11	20
JP06407	計器区分コード	計器区分コード	○	○	○	X(1)		
.....							M12	20
JP06408	特例計量器等識別番号	特例計量器等を識別する番号		▲	▲	X(16)		
JP06409	乗率	計量器の乗率		▲	▲	9(6)		
.....							M15	10
JP06414	全日電力量前月指示数	計量器の全日電力量の前月指示数		▲	▲	N(7)V(3)		
JP06415	全日電力量当月指示数	計量器の全日電力量の当月指示数		▲	▲	N(7)V(3)		
.....							M15	
.....							M12	
.....							M11	
.....							M13	55 ※2
JP06423	確定使用量対象年月日	確定使用量対象の年月日		○	○	Y(8)		
.....							M14	48
JP06219	時刻コード	30分刻みの時間帯を示すコード（01～48）	○	○	○	X(2)		
JP06424	30分電力量全量	機器点の30分実績電力量(kWh)		▲	▲	N(6)V(2)		
.....							M14	

タグ名	データ要素名	説明	共通 コード (注 1)	使用区分 (注 2)		属性	繰返し	
				特高・高圧	低圧		番号	最大 回数
							M13	
JP06426	月間電力量全量	機器点の月間電力量(kWh)		▲	▲	9(12)		
JP06446	次回検針日	次回の定例検針予定日		▲	▲	Y(8)		
							M10	

- (注 1)
○：標準として定める共通コードを示す。コード値については小売電気事業者・一般送配電事業者間 EDI 共通規格（以下「共通規格」という。）「5－2. 共通データコード」を参照。
- (注 2)
◎：必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
○：必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。
▲：任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。
△：当事者間で使用するかどうかを決めるデータ要素を示す。
－：未使用の項目を示す。
※1 特高／高圧／低圧を記載
※2 検針対象期間外は、空欄とする

4. 通信手順

4. 1 メッセージ生成のタイミング

メッセージ生成のタイミングを表4-1に示す。

表4-1 確定使用量の通知 メッセージ生成のタイミング

メッセージ名称	タイミング	備考
特高・高圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
低圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
特高・高圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点毎の計量が確定した以降	
低圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点毎の計量が確定した以降	
特高・高圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
低圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
特高・高圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	
低圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	

4. 2 メッセージグループヘッダ

本規格にメッセージグループヘッダの必須項目に設定する値を表4-2に示す。

表4-2 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性	許容値	
JPC11	BPID副機関コード	BPID副機関コードを示し、各機関で業務種類など毎に採番する。	X(2)	“W5”固定	
JPC12	BPID版	ビジネスプロトコル標準のバージョン名を示す。	X(2)	“3A”固定	
JPC14	情報区分コード	情報の種類を示す。	X(4)	1210	特高・高圧月間確定使用量メッセージ
				1220	低圧月間確定使用量メッセージ
				1230	特高・高圧特定計量月間確定使用量メッセージ
				1240	低圧特定計量月間確定使用量メッセージ
				1310	特高・高圧計量器取替メッセージ
				1320	低圧計量器取替メッセージ
				1410	特高・高圧臨時検針他メッセージ
				1420	低圧臨時検針他メッセージ

5. ビジネス運用規則

5.1 メッセージファイル

5.1.1 メッセージファイルの構成単位と保存期間

メッセージファイルの構成単位と保存期間を表5-1に示す。

表5-1 メッセージファイルの構成単位と保存期間

メッセージファイルの種類	説 明	保存期間
特高・高圧月間確定使用量ファイル	1つの特高・高圧月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧月間確定使用量ファイル	1つの低圧月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
特高・高圧特定計量月間確定使用量ファイル	1つの特高・高圧特定計量月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧特定計量月間確定使用量ファイル	1つの低圧特定計量月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
特高・高圧計量器取替ファイル	1つの特高・高圧計量器取替メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧計量器取替ファイル	1つの低圧計量器取替メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
特高・高圧臨時検針他ファイル	1つの特高・高圧臨時検針他メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧臨時検針他ファイル	1つの低圧臨時検針他メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持

(注) メッセージを分割する場合は、複数ファイルが構成される。

5.1.2 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図5-1、表5-2に示す。

メッセージファイル名	=	BPID副機関コード	情報区分コード	検針日	更新番号	分割番号	.xml
------------	---	------------	---------	-----	------	------	------

図5-1 メッセージファイル名称構成

表5-2 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID副機関コード	X(2)	“W5”固定
情報区分コード	X(4)	ファイルを構成するメッセージの種類を識別
検針日	9(8)	YYYYMMDD
更新番号	9(2)	初期番号は“00” 更新する毎に“01”から昇順に付与
分割番号	9(5)	初期番号は“00000” 分割するファイル毎に“00001”から昇順に付与

5.1.3 メッセージの分割基準

メッセージファイルを適切なサイズとするために、表5－3に示す基準に従いメッセージを分割する。

表5－3 メッセージの分割基準

メッセージ名称	分割基準
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧特定計量月間確定使用量ファイル	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧特定計量月間確定使用量ファイル	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧計量器取替メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧計量器取替メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合

(注)トランスレータ等の制約により分割基準を適用できない場合は、当該制約の範囲内で回数を定める。

5. 2 データ授受エラー時の対応

小売電気事業者から送配電事業者への受信結果の報告は行わない。ファイルの受信に失敗した場合に、再度受信処理を行うか否かは小売電気事業者が判断する。

以 上